

契 約 の 内 容

契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 2 2 日
契 約 業 者 名	株式会社内藤建築事務所
契 約 業 者 の 住 所	京都府京都市左京区田中大堰町 1 8 2
業 務 の 名 称	令和 7 年度広島法務総合研修寮（仮称）実施設計業務
業 務 場 所	法務省大臣官房施設課
業 務 種 別	建築関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	設計意図伝達業務
業務期間（自）～（至）	令和 7 年 4 月 2 3 日 ～ 令和 7 年 9 月 3 0 日
契 約 金 額	¥5, 170, 000

随意契約理由

契約業者名：株式会社内藤建築事務所

業務の名称：令和 7 年度広島法務総合研修寮（仮称）実施設計業務

【業務の内容】

本件業務は、令和 4 年度に契約した「広島法務総合研修寮（仮称）実施設計業務」及び令和 5 年度に契約した「令和 5 年度広島法務総合研修寮（仮称）実施設計業務」（いずれも株式会社内藤建築事務所（以下「原設計者」という。）が受注し業務完了済み。以下、これらを併せて「当初設計業務」という。）において作成した図面及び仕様書に基づき、行政手続や入札手続に必要なとなる予定価格を算出するための積算業務等を行うものである。

広島法務総合研修寮（仮称）新営工事については、現在、工事発注の段階に至っているが、当初設計業務の完了後、法令や基準等が改正されたことから、改正された内容に合わせた行政手続を行う必要があるほか、工事発注に必要な予定価格の算出に当たっては、予算を踏まえ、物価高騰対策を考慮し、当初設計業務において徴取した見積書の再徴取を行って予定価格の根拠となる資料を作成した上で、改めて積算業務を実施する必要性が生じたものである。

この点、本件業務の受注者には、当初設計業務の内容に基づいた行政手続の実施、建築資材等の見直しが必要となった場合の代替品の選定や適否の判断及び図面の修正などの対応が必要になるなど、当初設計業務の内容を熟知し、当初設計の意図や設計の過程で経た法的手続等を全て理解・把握していることが求められるところ、工事の発注日程を考慮した時間的制約や多大な労力を要することによる人的制約から、原設計者以外の者が本件業務を受注することはおよそ非現実的といわざるを得ない。

以上のことを考慮し、原設計者を契約の相手方に特定したもの。

（会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号）

予 定 価 格 調 書

金 5, 1 9 2, 0 0 0 円

（うち消費税相当額 472, 000 円）

（入札書比較参考額 4, 720, 000 円）

ただし、令和7年度広島法務総合研修寮（仮称）実施設計業務

令和7年4月10日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫



契約締結前：機密性 3 情報
契約締結後：機密性 1 情報

予 定 価 格 積 算 内 訳 書

業務名 令和 7 年度広島法務総合研修寮（仮称）実施設計業務

法務省大臣官房施設課

業務内訳書

直接人件費	一式	1,954,550
諸経費	一式	2,150,005
技術料等経費	一式	607,635
特別経費	一式	7,810
業 務 価 格	一式	4,720,000
計画通知申請料 (非課税)	一式	0
消費税等相当額		472,000
業 務 費	一式	5,192,000

科目内訳書

[illegible]